



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第 6428834 号

(REGISTRATION NUMBER)

商標
(THE MARK)

(標準文字)

Any Combination

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第 6 類 鉄及び鋼，非鉄金属及びその合金，金属鉱石，建築用
又は構築用の金属製専用材料，金属製建造物組立てセ
その他別紙記載

商標権者

(OWNER OF
THE TRADEMARK RIGHT)

菅原 和彦

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

商願 2020-083690

その他別紙記載

出願日
(FILING DATE)

令和 2 年 7 月 7 日 (July 7, 2020)

登録日
(REGISTRATION DATE)

令和 3 年 8 月 13 日 (August 13, 2021)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 3 年 8 月 13 日 (August 13, 2021)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

森



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 1)

登録第6428834号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2020-083690 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

(第 6類)

ット、金属製のネームプレート及び標札、金属製工具箱、金属製建具、金属製立て看板、金属製の墓標及び墓碑用銘板、金属製彫刻、カーテンウォール方式建築に使う金属製壁材、シャッター状パネルを使用した建築用又は構築用の金属製専用材料、スライド式の建築用又は構築用の金属製専用材料、セラミックコーティング加工してなる建築用又は構築用の金属製専用材料、パネル状の建築用又は構築用の金属製専用材料、メタリック塗装を表面に施した建築用又は構築用の金属製専用材料、壁用金属製被覆材（建築用のもの）、建築又は構築用の壁面保護金属製専用材料、建築用の圧延された金属製のパネル、建築用の金属製壁材、建築用又は構築専用の金属製ボード、建築用又は構築用のアルミニウム製専用材料、建築用金属製タイル、棒状の建築用又は構築用の金属製専用材料、焼いた耐火性金属材料（建築材料）

第19類

ベニヤ板、成形可能な木材、建築用ガラス、ガラス又はガラスセラミック製の建築用内壁材、花こう岩、大理石、砂利、テラコッター（建築材料）、ストーンベニア（建築材料）、石製・コンクリート製・大理石製の造形品、建築用塗材、陶磁製建築専用材料・れんが及び耐火物、リノリューム製建築専用材料、プラスチック製建築専用材料、アクリル系合成樹脂製建築または構築専用仕上げ塗材、エポキシ樹脂製の建築用又は構築用の専用材料、ケイ酸カルシウム製の建築用又は構築用の専用材料、コルクを用いた建築用材料及びその他の建築材料、セラミック製の建築用又は構築用の専用材料、セルロース纖維製建築または構築専用材料、ビニル製建築専用材料、ポリエチレン製の建築用又は構築用の専用材料、ポリカーボネート樹脂製建築専用材料、ポリ塩化ビニル製建築専用材料、合成樹脂製建築専用材料、合成建築専用材料、ゴム製の建築用又は構築用の専用材料、しっくい、石灰製の建築用又は構築用の専用材料、石こう製の建築用又は構築用の専用材料、珪藻土及び木炭を主材とする壁材、しっくい製の建築用又は構築用の専用パネル、壁用又は壁材用のしっくい、しっくい製壁材、建築用厚紙、建築用防水紙、セメント及びその製品、セメントモルタル、建

商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 2)

登録第6428834号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2020-083690 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

(第19類)

築用モルタル、木毛セメント板、コンクリート製建築材料、石綿セメント、木材、合板、人造擬木材、纖維板、竹材、防火木材、防腐木材、加工済木材、建築用木材、木製パネル、石材、人造石材、建築用石材、ガラスタイル、建築用色板ガラス、建築用型板ガラス、建築用装飾ガラス、建築用発光ガラス、建築用普通板ガラス、石製彫刻、コンクリート製彫刻、大理石製彫刻、壁用タイル（金属製のものを除く。）、建築用タイル（金属製のものを除く。）、建築用パネル（金属製のものを除く。）、建築用モールディング（金属製のものを除く。）、建築用モザイク材料、耐火性建築材料（金属製のものを除く。）、布製建築専用材料、建築用フェルト、記念プレート（金属製のものを除く。）、建築用の塊状コルク、建築用又は構築用の粘土

第37類

建設工事、建築物のインテリア工事、内装工事、注文住宅の建築一式工事、屋内及び屋外の塗装、左官工事、内装仕上工事、屋内及び屋外の塗装、壁纸張り、展示会のブース及び店舗の工事、住宅の建築工事、工場の建築工事、建設工事に関する助言、建設工事に関する情報の提供、建築物のリフォーム工事に関する助言、建築物のリフォーム工事に関する情報の提供、建築物のリフォーム工事の受注及び受注の仲介、建築物のリフォーム工事の請負、建築工事に関する助言、建築物の新築工事に関する情報の提供、建築工事の受注及び受注の仲介、建設工事の請負及びその媒介、建築物の施工監理、建築物の施工管理、照明用器具の修理又は保守、石工事、れんが工事

商標権者

(OWNER OF
THE TRADEMARK RIGHT)

辻田 耕一

[以下余白]